

# 社会保険 しまね

No.798

平成27年  
7月号

助け合い 生きる安心 社会保険

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《泉》楠本宗平 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

# 平成27年10月1日 島根事務センターは 岡山広域事務センターに統合されます

日本年金機構における島根県内からの各種届書等の審査・入力・決定事務等は、現在、島根事務センターで行っていますが、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、島根事務センターは岡山広域事務センターに統合されます。

統合後の  
名称・所在地

**日本年金機構 岡山広域事務センター**  
〒700-8501 岡山県岡山市北区新屋敷町1-1-18  
山陽新聞社新聞製作センター 5階  
※郵送の場合は郵便番号と名称のみで届きます。

統合日

平成27年10月1日

## ●事務センター統合に伴う届書の送付について

現在、島根事務センターへ送付いただいている各種届書については、

**平成27年10月1日以降は岡山広域事務センターへ**送付してください。

※岡山広域事務センターは現在の島根事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。

※電子申請(e-Gov)を利用した届出については、提出先に変更はありません。(現行と同様に、××年金事務所『島根事務センター』を選択してください。)

## 年金相談の ご案内

8月~9月

相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

**【手話による年金相談】浜田年金事務所**  
毎月第4木曜日・第2土曜日  
(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

※1 大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。  
※2 益田市民学習センターでの年金相談は予約制です。詳しくは浜田年金事務所にご確認ください。

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

地 区	会 場	相 談 日		
松江	仁多庁舎	8月 7日(金)	9月 4日(金)	
		横田庁舎	8月21日(金) 9月18日(金)	
	雲南市	木次総合センター	— 9月30日(水)	
	隠岐の島町	役場第1会議室	8月 5日(水)	—
			8月 6日(木)	—
		隠岐の島町ふれあいセンター	— 9月 2日(水)	
	西ノ島町	黒木公民館	—	9月16日(水)
海士町	海士町役場	—	9月17日(木)	
出雲	大田市 大田市役所 <sup>※1</sup>	8月11日(火)	9月 8日(火)	
		8月27日(木)	9月24日(木)	
浜田	益田市 益田市民学習センター <sup>※2</sup>	8月25日(火)	9月29日(火)	
	津和野町 日原公民館	8月28日(金)	—	
	川本町 川本町役場	8月13日(木)	—	
	吉賀町 六日市庁舎	—	9月18日(金)	

# 傷病手当金について

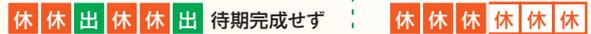
傷病手当金は、被保険者の方(任意継続被保険者の方を除く)が業務外の病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に、生活を保障するために設けられている制度です。

## ●支給要件

次の4つの要件すべてに該当したときに支給されます。

- 1 業務外の病気やけがで療養中であること
- 2 仕事に就けない状態(労務不能)であること
- 3 連続する3日間(待期間)を含み4日以上仕事を休んでいること
- 4 給与の支払いがないこと

### 『待期間』の考え方



## ●支給期間

支給開始日から最長1年6ヵ月<sup>\*</sup>です。

同一の傷病(関連する傷病を含む)に関しては、支給開始日から最長1年6ヵ月の間で、支給要件を満たしている期間について支給されます。

<sup>\*</sup>1年6ヵ月 は暦の上での期間となります。

## ●支給金額

1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

ただし、給与の一部が支給されている場合には、傷病手当金との差額が支給されます。また、障害厚生年金(同時に障害基礎年金が受けられるときはその合算額)や老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されます。

## ●退職後の傷病手当金

被保険者が退職した場合でも、次の2つの要件すべてを満たしていれば、引き続き支給を受けることができます。

- 1 退職日(資格喪失日の前日)までに、1年以上継続して被保険者期間があること(任意継続被保険者期間は除く)
- 2 退職時に、傷病手当金の支給を受けているか、受けられる(上記「支給要件」の①～③を満たしている)状態であること

## 申請方法

「傷病手当金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、勤務状況・賃金支払状況に関する事業主の証明と労務不能に関する医師の意見を記入してもらい、協会けんぽへご提出ください。

### 主な添付書類

- 初回申請時は、出勤簿又はタイムカードのコピー及び賃金台帳のコピー(請求期間+その前1ヵ月)  
役員等で出勤簿や賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議議事録のコピー
- 障害年金や老齢年金を受給されている方は、年金額改定通知書又は年金額振込通知書のコピー

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ  
☎0852-59-5144

## 健康レシピのご紹介

レシピ提供: 公益社団法人 島根県栄養士会



1人分 カロリー 95kcal  
塩分 0.4g たんぱく質 1.8g

## 夏野菜のヨーグルトサラダ

### 材料(2人分)

トマト ..... 100g  
 オクラ ..... 20g  
 マヨネーズ ..... 20g  
 ヨーグルト ..... 40g  
 塩 ..... 0.4g  
 こしょう ..... 少々

### 作り方

- 1 トマトはくし型に切っておく。
- 2 オクラは湯通しし、冷水にとり食べやすい大きさに切る。
- 3 ヨーグルトとマヨネーズを混ぜ合わせ、塩、こしょうで味を調え、準備した野菜にかける。  
(野菜は予め冷やしておいて、食べるまえにソースをかけると一層おいしくいただけます)

### ワンポイントアドバイス

野菜を代えれば(かぼちゃやブロッコリー、りんごなどの果物など)、いつでも手軽なサラダになります。マヨネーズにヨーグルトを加えることで、味がまろやかになります。カレーの時の一品に加えると、栄養バランスも良くなります。

島根支部ホームページサイト「へるし〜まね」では健康づくりに役立つレシピをご紹介します。ぜひご覧ください!

協会けんぽ島根

検索



## 平成26年度の事業結果並びに決算が承認されました

去る6月5日出雲市で開催されました平成27年度定時評議員会で、平成26年度事業結果、並びに決算が承認されました。

- 流動資産合計…………… 15,348,196円
  - 流動負債合計…………… 49,432円
  - 正味財産合計…………… 30,360,264円
  - 固定資産合計…………… 20,230,200円
  - 固定負債合計…………… 5,168,700円
- (貸借対象表数値を掲載しています)

事業結果、決算は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますので、ご覧ください。

なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていますので、電話等によりご連絡ください。

## 浜田会場の社会保険ソフトボール大会が終了しました



去る6月14日(日)には浜田会場の大会を、浜田市ソフトボール協会のご協力をいただき、開催致しました。第5回浜田・江津地区大会(石見海浜公園グランド)は、参加5チームのリンク方式により開催し、結果は次のとおりです。

- 優勝** ハゼヤマ
- 準優勝** 住まいのおたすけ隊

ホームページに写真などを載せていますのでご覧ください。

## 募集 事務担当者向けに「27社会保険実務基礎講座」を開設します



今年で3年目となる「社会保険実務基礎講座」を、平成27年9月～平成28年1月の間、毎月2日、合計10日間開設します。なお、今年は出雲会場と、浜田会場です。内容は、昨年度と同様、「平成27年度版『社会保険の事務手続』の解説」です。

### ●会場と開催日

- 出雲会場** 出雲市市民会館3階学習室(304、又は305)
- 平成27年 9月 2日(水)・9月15日(火)・10月 9日(金)・  
10月21日(水)・11月 5日(木)・11月18日(水)・  
12月 4日(金)・12月17日(木)
- 平成28年 1月 8日(金)・1月20日(水)

### ●浜田会場 サンマリン浜田

- 平成27年 9月 3日(木)・9月17日(木)・10月14日(水)・  
10月28日(水)・11月 4日(水)・11月20日(金)・  
12月 2日(水)・12月16日(水)
- 平成28年 1月13日(水)・1月27日(水)

### ●主催

(一財)島根県社会保険協会 出雲・浜田社会保険委員会

### ●テキスト

平成27年度版「社会保険の事務手続」(初日に別途配布)

### ●受講対象者

会員事業所の社会保険事務担当者で、一定期間社会保険事務を経験し、毎月2回の受講が可能な方。  
(会員事業所以外の担当者の方は、募集人員に満たない場合のみ受講可能です。)

### ●時間

午後1時30分～午後4時30分

### ●募集人員

出雲会場 20名/浜田会場 20名

### ●受講料

無 料(受講に係るその他の費用は受講者負担)

### ●講師

社会保険労務士 他

### ●受講申込み

電話で直接当協会(0852-27-5059)にお電話ください。  
(定員に達すれば締め切ります。)

## 島根県の状況

(平成27年3月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,881 事業所	11,665 事業所
船舶所有者数	88 事業所	—
被保険者数	男 性	96,659 人
	女 性	70,188 人
	坑内員	5 人
	船 員	954 人
被扶養者数	—	106,048 人

厚生年金の受給権者数(27年3月末)	250,824人
年 金 額(27年3月末) (年金額には基礎年金額、並びに停止額を含む)	2776億45百万円
健康保険の給付件数	264,698件
健康保険の給 付 額	33億68百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

社会保険に関する  
各種書類のダウンロードや、  
最新の情報はこちらから!

- 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
- 全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
- 島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻798号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2015.7.14発行 ※次回の発行については平成27年9月を予定しています。